

災害対策関連補助事業等一覧 (R6年8月時点)

以下の表は住宅・建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。
掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等についてはお住まいの市町村へお問い合わせください。
※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

災害種別	事業名等	事業概要	補助対象等	補助率等	対象区域等	対象物件等	その他	
地震災害	住宅・建築物安全ストック形成事業 1 住宅・建築物耐震改修事業	一 住宅の耐震化の支援 三 住宅の耐震改修等、 建替え又は除却等	住宅の耐震診断について支援	耐震診断	民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/2 ※上限有	-	マンションを含む全ての住宅	
			住宅の補強設計と耐震改修等について支援【個別支援】	補強設計等 耐震改修、建替え又は除却 ※建替え・除却の場合は改修工事費用相当額	【補強設計等】 民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/2 【耐震改修等、建替え又は除却】 民間事業者等：国と地方で23%（住宅）・国と地方で1/3（マンション） 地方公共団体：11.5%（住宅）・1/6（マンション） ※上限有	-	マンションを含む全ての住宅	・建替えは土砂災害特別警戒区域外・災害危険区域（急傾斜・地すべり）外、省エネ基準適合
			住宅の補強設計と耐震改修等について支援（設計と改修等を総合的に行う場合） 【パッケージ支援（総合支援）】	補強設計 耐震改修、建替え ※建替えの場合は改修工事費用相当額	補助限度額： 民間事業者等：国と地方で定額100万円（耐震改修工事の4/5限度） 地方公共団体：定額50万円（耐震改修工事の2/5限度） ※密集市街地・多雪区域は別途限度額規定	住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、取組みの進捗状況を把握、検証、公表し対策を進める地方公共団体	マンションを除く住宅	
		二 建築物の耐震化の支援 四 建築物の耐震改修等、 建替え又は除却等 五 避難所等の耐震改修 又は建替え	建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等について支援	耐震診断 補強設計等 耐震改修、建替え又は除却 ※建替え・除却の場合は改修工事費用相当額	【耐震診断・補強設計等】 民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/3 ※上限有 【耐震改修等、建替え又は除却】 民間事業者等：国と地方で2/3（避難所等）、23%（その他） 地方公共団体：1/3（避難所等）、11.5%（その他） ※上限有	-	多数の者が利用する建築物 等 避難所等	・建替えは土砂災害特別警戒区域外・災害危険区域（急傾斜・地すべり）外、省エネ基準適合
		六 天井の耐震改修	脱落の危険性がある吊り天井の改修を支援	ネット等による落下防止措置、天井の耐震改修	民間事業者等：国と地方で2/3（避難所等）、23%（その他） 地方公共団体：1/3（避難所等）、11.5%（その他） ※上限有	-	災害時に重要な機能を果たす建築物、固定された客席を有する劇場、映画館、集会場等の用に供する建築物 等	
		七 エレベーターの防災対策改修	既設エレベーターの防災対策改修工事を支援	①地震時管制運転装置の設置②エレベーターの耐震補強措置③戸開走行保護装置の設置④釣合おりの脱落防止対策⑤主要な支持部分の耐震化⑥リスタート運転機能⑦自動診断・恢復旧運転機能の追加	民間事業者等：国と地方で23% 地方公共団体：11.5% ※上限有	三大都市圏等の既成市街地等 人口5万人以上の市の区域 等	バリアフリー法第2条第16号に規定する特定建築物、延べ面積が1000㎡以上の建築物で、維持保全計画等を作成し、その中にエレベーター等を修繕項目として設定している建築物 等	・⑥⑦を実施する場合は、①～⑤も要整備
		八 エスカレーターの脱落防止措置	既設エスカレーターの脱落防止措置を支援	エスカレーターの脱落防止措置	民間事業者等：国と地方で23% 地方公共団体：11.5% ※上限有			
	十二 ブロック塀等の安全確保	避難路沿道等のブロック塀等の除却等を支援	耐震診断 耐震改修、建替え又は除却	民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/3 ※上限有	-	耐震改修促進計画等に位置付けられた避難路沿道等に存する組積造・補強コンクリートブロック造の塀		
	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	建築物耐震対策緊急促進事業	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保を支援	耐震診断 補強設計等 耐震改修等、建替え又は除却 ※建替え・除却の場合は改修工事費用相当額	民間事業者等：国1/3、地方1/3 等 地方公共団体：1/3 等 ※対象事業により上限有	対象事業による	耐震診断義務付け対象建築物、避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物 等	・R7年度までに着手されたもの
		災害時拠点強靱化緊急促進事業	帰宅困難者等受入のための一時滞在施設、災害拠点病院等の整備を支援	帰宅困難者等の受入に付加的に必要な・退避施設（受入スペース）の整備 ・防災備蓄倉庫の整備 ・受入関連施設の整備 （掛かり増し費用）	民間事業者等：国2/3、地方1/3 地方公共団体：1/2	（一時避難施設） 都市再生緊急整備地域 主要駅周辺地域 中心駅周辺地域 等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結する建築物 県の指定を受ける災害拠点病院	・R7年度までに着手されたもの ・新築省エネ基準適合
土砂災害	住宅・建築物安全ストック形成事業 1 住宅・建築物耐震改修事業	九 住宅・建築物の土砂災害対策改修	既存不適格の住宅・建築物の土砂災害対策改修費を支援	土砂災害対策改修（RC造の壁・塀等を設ける費用等）	民間事業者等：国と地方で23% 地方公共団体：11.5% ※上限有	土砂災害特別警戒区域	建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物	
	住宅・建築物安全ストック形成事業 3 かけ地近接等危険住宅移転事業		既存不適格等の住宅や、災害により移転勧告を受けた住宅の移転費等を支援	除却等費 建設助成費（利子相当額） 事業推進経費	民間事業者等：国1/2、地方1/2 地方公共団体：1/2 ※上限有	災害危険区域、土砂災害特別警戒区域 等	既存不適格住宅 地方公共団体が是正勧告、避難勧告等を行った住宅 等	・新築は土砂災害特別警戒区域外・災害危険区域（急傾斜・地すべり）外、省エネ基準適合
	防災集団移転促進事業		災害危険エリアからの、住居の集団的な移転を支援	移転元地の土地・建物の買取、移転者の住居の移転に対する補助 等	3/4、1/2（防集法に基づく） ※上限有	災害が発生した地域、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域 等	移転先（住宅団地）に5戸以上（災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上）かつ移転しようとする住居の数の半数以上が移転すること	・県：都市計画課所管

災害対策関連補助事業等一覧（R6年8月時点）

以下の表は住宅・建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。
掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等についてはお住まいの市町村へお問い合わせください。
※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

災害種別	事業名等	事業概要	補助対象等	補助率等	対象区域等	対象物件等	その他	
強風・豪雨 災害等	住宅・建築物安全ストック形成事業 1 住宅・建築物耐震改修事業	十 建築物の耐雪診断及び耐雪改修	建築物の耐雪診断・耐雪改修費を支援	耐雪診断 耐雪改修	民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/3 ※上限有	-	災害時に重要な機能を果たす建築物 建築基準法第20条（耐雪に係る部分に限る）について既存不適格である建築物	
		十一 屋根の耐風診断及び耐風改修	建築物の耐風診断・耐風改修費を支援	耐風診断 耐風改修	【耐風診断】 民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/2 ※上限有 【耐風改修】 民間事業者等：国と地方で23% 地方公共団体：11.5% ※上限有	DID地区等であって基準風速が32m/s以上の区域 等	令和2年国交省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根 等	
	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	一時避難場所整備緊急促進事業	水害時の避難者等受入に必要なスペース等の整備を支援	避難者等の受入れに付加的に必要な ・退避施設（受入スペース）の整備 ・防災備蓄倉庫の整備 ・受入関連施設の整備 （掛かり増し費用）	民間事業者等：国2/3、地方1/3 地方公共団体：1/2	浸水想定区域 等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結する建築物 等	・県：都市計画課所管
	住宅・建築物安全ストック形成事業 4 災害危険区域等建築物防災改修等事業	【住宅】 災害危険区域に存する住宅について、建築制限に適合させるための改修費等を支援 【建築物】 災害危険区域に存する建築物について、建築制限に適合させるための改修費等を支援	計画策定、基準適合調査 防災改修（建替え含む） ※建替えは改修工事費相当額	【計画策定】 地方公共団体：1/2 【基準適合調査】 民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/2 ※上限有 【改修、建替え】 （重点支援以外）民間事業者等：国と地方で23% ※上限有 （重点支援）民間事業者等：国と地方で100万円/棟（補助対象工事費の4/5限度） 【計画策定】 地方公共団体：1/3 【基準適合調査】 民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/3 ※上限有 【改修、建替え】 民間事業者等：国と地方で2/3（避難所等） ：国と地方で23%（一時集会所等） ※上限有 地方公共団体：1/3（避難所等）	災害危険区域 等	区域内の既存不適格住宅（条例施行による予定も含む） 区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画に指定された避難所及び一時集会所等	・R7年度までに行うもの ・重点支援：令和3年度以降に新たに災害危険区域に指定された区域等の住宅 ・建替えは土砂災害特別警戒区域外・災害危険区域（急傾斜・地すべり）外、省エネ基準適合	
火災	住宅・建築物安全ストック形成事業 5 建築物火災安全改修事業	建築物の火災安全改修、実施に向けた環境整備に対する支援	火災安全改修の実施に向けた環境整備（計画策定、普及啓発等） 火災安全改修（調査設計計画、改修）	【火災安全改修の実施に向けた環境整備】 民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/2 【火災安全改修】 民間事業者等：国と地方で2/3 地方公共団体：1/3 【火災安全改修に関するモデル事業】 民間事業者等：10/10 地方公共団体：10/10	-	直通階段が一つ、または直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない3階以上の建築物	モデル事業はR5～R7	

住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

延長

令和6年度当初予算：
社会資本整備総合交付金等の内数

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援を行う。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

住宅

耐震診断 民間実施：国と地方で2/3

個別支援

補強設計等 民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 戸建住宅: 83.8万円/戸 (多雪区域の場合: 100.4万円/戸)
 - ✓ マンション: 補助対象単価(50,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高いマンション: 55,200円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援（総合支援メニュー）

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額（建替えは改修工事費用相当額に対して助成）

■ 交付額（ただし、補助対象工事費の8割を限度）

耐震改修の種類別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- 耐震化の必要性に係る普及・啓発

建築物

耐震診断 民間実施：国と地方で2/3

補強設計等 民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

- 多数の者が利用する建築物
 - ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等
 - ・1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡)以上等
- 避難所等

■ 交付率

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 建築物: 補助対象単価(51,200円/㎡※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高い建築物: 56,300円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

延長

- 住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅・建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業の特例措置について、令和7年度末まで延長する。
 - ・地域要件なし(老朽住宅が多い地区、既成市街地、避難地、避難路に面する区域、DID地区等→なし)
 - ・住宅・建築物要件緩和(避難路沿道、前面道路に近い等→なし) ・補助率の高上げ(1/3→1/2) 等

耐震改修と併せて行う省エネ改修（上記に加算）

■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

※設計費と改修費のそれぞれに補助率を乗じるこれまでの方式は、令和5年度までに補助事業を創設する地方公共団体（社会資本総合整備計画に定める事業期間の間に限る。）（交付金）については、引き続き適用可能

■ 交付額（国と地方が補助する場合）

省エネ改修のレベル	交付額
省エネ基準適合レベル	30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)
ZEHレベル	70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)

耐震改修と併せて行う省エネ改修（上記に加算）

■ 補助限度額（国と地方が交付率23%で補助する場合）

省エネ改修のレベル	補助限度額
省エネ基準適合レベル	5,600円/㎡
ZEHレベル	9,600円/㎡

■ 目的

- 迅速な避難が困難となる固定された客席を有する劇場、避難所等震災時の機能確保・安全確保が特に必要な施設等について、天井の改修を促進する。

■ 内容

(1) 天井のみの耐震改修工事(平成25年度予算より補助対象化)

○ 補助対象:

① 対象となる天井

- 設置されている建築物が次のいずれかであること
 - ・防災拠点施設(避難所に指定されている体育館、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等)
 - ・固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等
- 設置されている建築物の延べ面積が1,000㎡(幼稚園、保育所、地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結している建築物は500㎡)以上であること
- 吊り天井であって次の要件に該当するもの
 - ・人が日常立ち入る場所(居室、廊下等)に設けられたもの
 - ・6m超の高さにある200㎡超の天井であること
 - ・1㎡当たりの平均質量が2kg超の天井であること
- 設置されている建築物の構造躯体が、地震に対して安全な構造であること
- e. 耐震診断※の結果、天井が脱落する危険性が高いこと

② 対象費用

天井の耐震改修(撤去費用を含む。)工事費

- 補助率:国費11.5%、防災拠点施設については1/3

○ 補助対象限度額(天井面積当たり)

1) ネット等による落下防止措置	13,600円/㎡
2) 天井の耐震改修(1)・3)を除く)	31,600円/㎡
3) 天井の耐震改修(構造計算が必要なものに限る)	71,300円/㎡

※天井の耐震診断に要する費用は、耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行うものであれば、交付対象とすることができます。

補助率:国費1/3

(2) 構造躯体と天井とを併せて耐震改修する場合の単価の設定

構造躯体と天井とを併せて改修する場合は、耐震改修の補助対象限度額に天井面積あたり耐震改修の内容に応じて上記 1)~3)を限度として加算する。

事業対象	補助対象 限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置 ⑥リスタート運転機能の追加※ ②主要機器の耐震補強措置 ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加※ ③戸開走行保護装置の設置 ④釣合おもりの脱落防止措置 ※工事完了後に①～⑤のすべてが整備 ⑤主要な支持部分の耐震化 されている場合に限る。	①～⑤：950万円/台 ⑥、⑦：300万円/台※ ※①の設置に併せて整備する 場合、250万円/台とする。	国：11.5%	国：11.5% 地方公共団体：11.5% ※地方公共団体において 制度の整備が必要

事業要件

エリア

三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域

建築物

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物※であること。
 ※学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物
- 延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所及び地方公共団体等と災害時の協定等を締結されている建築物は500㎡)以上
- エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
- 構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

防災対策改修工事のイメージ

<①～⑤の例>

① 地震時管制運転装置の設置

地震発生 → 地震動を感知する装置 (初期微動(F波)掘動エネルギー：小 伝達速度：速い) → 微震動感知 → F波を感知し、最寄り階に自動運転し、乗客をエレベーター外に避難させる。 → 本震到達 → 本震(S波)掘動エネルギー：大 伝達速度：速い

② 主要機器の耐震補強措置

(綱車からのロープのはずれ防止措置の例) (昇降路内突出物へのロープ等の絡まり防止措置の例)

③ 戸開走行保護装置の設置

通常のブレーキ
通常のブレーキとは別系統により戸開走行時に作動する2つ目のブレーキ
巻上機
メインロープ

④ 釣合おもりの脱落防止措置

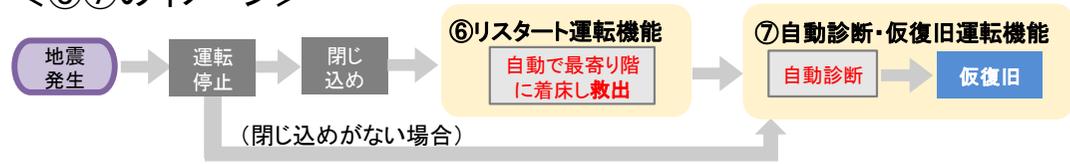
レール 上枠 釣合おもり枠 通しボルト おもりブロック 下枠
釣合おもりに通しボルトを設置した事例

⑤ 主要な支持部分の耐震化

昇降路内のレールの変形事例

巻上機 調速機 制御盤 ガイドレール かご 乗場ドア 緩衝器
(参考)エレベーターのしくみ

<⑥⑦のイメージ>



住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金等 基幹事業)

平成30年6月に発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、ブロック塀対策を緊急的かつ強力に支援するため、平成30年度2次補正予算において基幹事業として制度化。

【交付対象事業】

地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画で位置付けた避難路（通学路を含む）沿道のブロック塀等の耐震診断、除却、改修等

【交付対象地域】

ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀の安全確保に関する積極的な周知（パンフレット等の資料配布や広報誌への掲載等）を実施している地域

【交付率】

耐震診断 国1／3、地方1／3、民間1／3

除却、改修等 国1／3、地方1／3、民間1／3

※一定の条件を満たすブロック塀等について地方公共団体が耐震診断を義務付けた場合、耐震診断は国1／2、地方1／2、除却、改修等は国2／5、地方2／5、民間1／5

【交付対象限度額】

80,000円／m（耐震診断、除却、改修等の事業費総額）

併せて、行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路の安全点検等、地域の安全確保のための先進的な取組への支援を行う「地域の安全確保のためのモデル事業」（平成30年第二次補正予算～令和2年度）を実施。国土交通省ホームページでこれらの取組を公開し横展開。

建築物耐震対策緊急促進事業(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

1. 事業概要

多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の、耐震診断や耐震改修・除却・建替え等に対して支援を行う

2. 事業要件

- (耐震診断・補強設計) ○ 地方公共団体が定める耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき実施されること
 (耐震改修等) ○ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
 ○ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く)
 ○ 建替後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること
 ○ 建替後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること など

<建築物の耐震化に関する主なメニュー>

対象建築物		対象となる建築物の概要	補助率(民間が事業主体の場合)		
			耐震診断(※1)	補強設計	耐震改修等(※2)
耐震診断義務づけ建築物	要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院、劇場、集会場、百貨店等) ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(小学校、老人ホーム等) ・一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等	/	国1/2 地方1/3	国1/3 地方11.5%
	要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な防災拠点建築物 ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物		国1/2 地方1/3	国1/2 地方1/3 国2/5 地方1/3
上記以外の建築物	避難場所等	避難所等	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
		上記以外の建築物	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%
	沿道建築物	緊急輸送道路	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
		上記以外の避難路	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%

※1 限度額 1,050~3,670円/㎡

※2 限度額 51,200円/㎡(建築物の場合)、除却・建替えの場合は改修費用相当額に対して助成

災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

帰宅困難者への対応（一時滞在施設の確保）

主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進

＜対象施設＞ 地方公共団体と帰宅困難者の受入※1に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

＜対象地域＞ 1) 都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域
2) 国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域
3) その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域

※1 100人以上の帰宅困難者を受け入れること。なお、既存建築物を活用する場合は、20人以上とする。

共通的要件

- 耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当）
- 自家用分（通常時の施設利用者分）と帰宅困難者（又は受入れ患者）分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等

補助対象

- 帰宅困難者や負傷者等を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）等の整備に要する費用（掛かり増し費用）
- 災害拠点病院等のヘリポートの整備に要する費用（災害救助用の大型ヘリを整備する場合の掛かり増し費用相当分）
※原則、躯体工事を伴う整備に要する費用に限る

事業着手期限

令和8年3月31日までに着手された事業

負傷者等への対応（災害拠点病院等の整備）

大量に発生する負傷者等に対応するため、災害拠点病院等の整備を促進

＜対象施設＞

都道府県が指定する災害拠点病院及び災害拠点精神科病院

＜対象地域＞ 全国

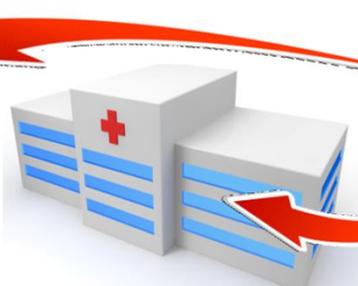
補助率

- ①民間事業者が整備主体の場合
（国：2/3、地方：1/3）

掛かり増し費用	国 (2/3)	地方 (1/3)
自家用分に係る施設・設備の整備費	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。 ・民間事業者負担あり。	

- ②地方公共団体が整備主体の場合
（国：1/2）

掛かり増し費用	国 (1/2)	地方 (1/2)
自家用分に係る施設・設備の整備費	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。	



住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)

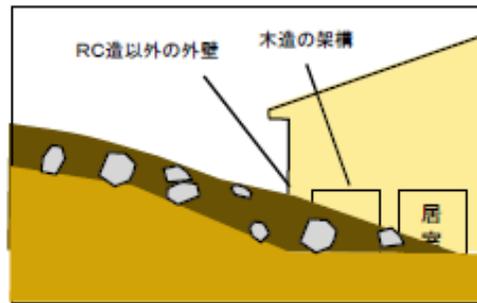
■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等とあわせて、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

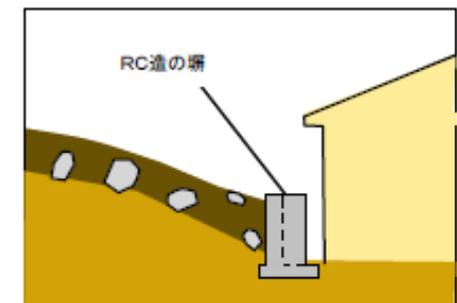
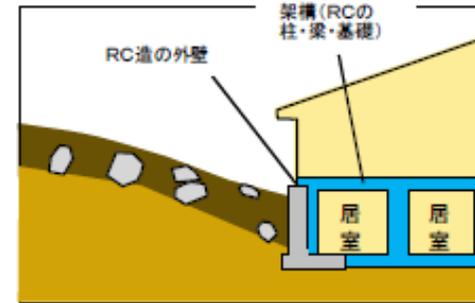
- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

○補助対象：以下の要件を満たす建築物。

- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物
- ・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

○補助率：23% (うち国費11.5%)

○補助対象限度額：3.36百万円/棟

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

(1) 除却等費

- 除却費
危険住宅の除却費
(限度額: 住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)
- 引越費用等
引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他
(限度額: 975千円/戸)

(2) 建物助成費

- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
(借入利率: 年8.5%を限度)
- 限度額【通常】4,210千円/戸(建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)
【特殊地域※】7,318千円/戸(建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3) 事業推進経費

- 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注1: 右欄の「補助要件」(1)に掲げる区域内に在する(2)の住宅へ移転する場合は、上記(1)(2)の補助対象としない。

注2: 危険住宅に代わる新たな住宅が市街化調整区域内にあって、以下のいずれかの区域に新築するものである場合は、原則として上記「補助対象」(2)の補助限度額を半額とする。

- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 浸水想定高さ3m以上の浸水想定区域(洪水浸水想定または高潮浸水想定)

補助要件

(1) 対象地区要件(移転元)

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
- 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
- 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)

(2) 対象住宅要件(移転元)

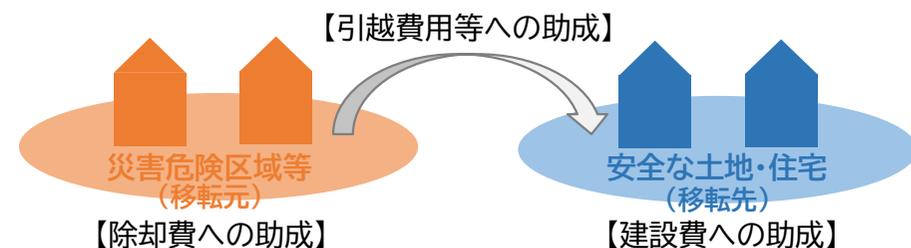
- 既存不適格住宅[※]
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国: 1/2、
地方公共団体: 1/2

事業実施主体

市町村
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)



防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とし、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

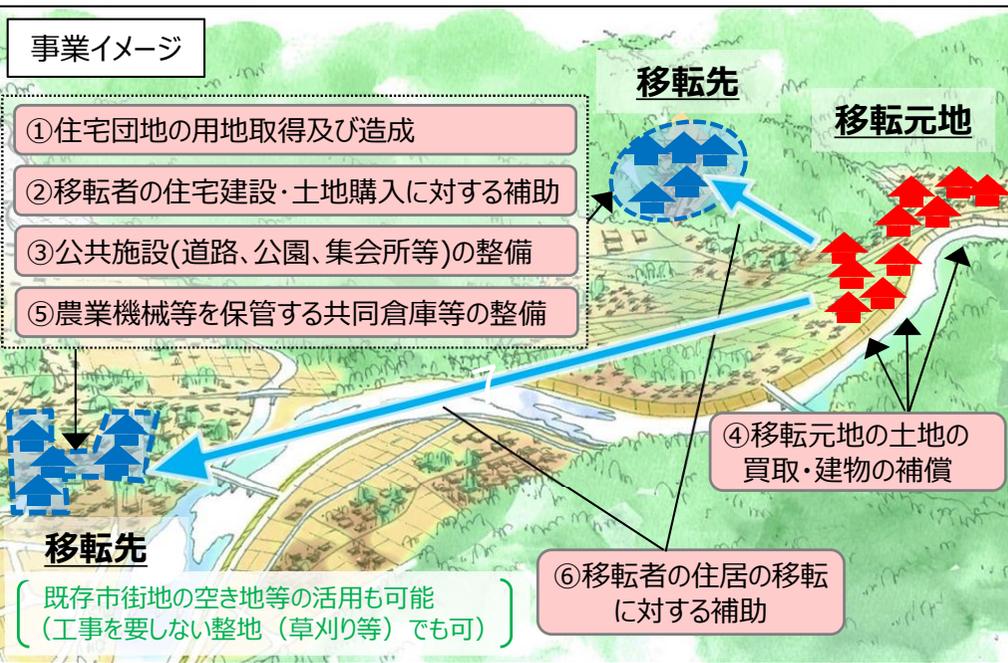
施行者
市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）
※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）
5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2）

補助対象経費区分	右以外の場合	事前移転の場合		
		※3	※4	※5
補助対象経費（①～⑦）の合計	合算限度額有	-	-	-
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	限度額有	限度額有	限度額有
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	限度額有	限度額有	
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有	限度額有	限度額有
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	限度額有	限度額有
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有	限度額有	
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有	限度額有	限度額有
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-	-
※3	イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと			
※4	ニ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を含む地域（※移転者が保有する移転元地の住宅の用に供する建築物は移転後に除却）			
※5	ホ 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村 ・地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域			



補助基本額（事業費）に対する財源内訳

国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業債(充当率90%)

一般財源

元利償還の80%を特別交付税措置
50%を特別交付税措置

注) 補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

地方財政措置

- 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）
その元利償還金の80%を特別交付税措置
注) 事業計画等の策定に必要な経費の適償性に関しては、財政部局と協議すること
- 一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）

■ 目的

- 平成26年2月の大雪により、体育館等に被害が発生したことを踏まえ、避難所等災害時に重要な機能を果たす建築物について、大雪による被害を防止するため、耐雪診断及び耐雪改修を促進する。



平成26年の大雪による被害

■ 内容

○事業内容

建築物の耐雪診断及び耐雪改修に要する費用の一部を補助する。

	耐雪診断	耐雪改修
補助対象	災害時に重要な機能を果たす建築物	以下の要件を満たす建築物。 ・災害時に重要な機能を果たす建築物 ・建築基準法第20条(積雪に係る部分に限る)について既存不適格である建築物
補助率	2/3(うち国費1/3)	2/3(うち国費1/3)
補助対象 限度額	3,670円/㎡以内(面積1,000㎡以内の部分) 1,570円/㎡以内(面積1,000㎡超2,000㎡以内の部分) 1,050円/㎡以内(面積2,000㎡超の部分)	51,200円/㎡以内

事業内容

耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅・建築物の屋根の耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用の一部に対する支援を行う。

○対象区域：DID地区等で基準風速32m/s以上の区域又は地域防災計画等で地方公共団体が指定する区域

※DID地区等：国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が30戸/ha以上となる5ha以上の区域(区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る)



強風による屋根の被害(南房総市)

屋根の耐風診断

建築基準法の告示基準(昭和46年建設省告示第109号、令和2年改正)に適合しているか、かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士等により診断

【補助率】

地方公共団体実施：国1/2

民間実施：国と地方で2/3

【補助対象限度額】 31,500円/棟

屋根の耐風改修

告示基準に適合しない屋根について、所要の耐風性能を有する屋根にふき替え

【補助率】 国と地方で23%

【補助対象限度額】

24,000円に屋根面積(m²)を乗じた額
(上限2,400,000円/棟)

事業主体が広報誌等により屋根の耐風性能確保について周知することで自主的な耐風改修を促進することを要件とする

一時避難場所整備緊急促進事業

(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備に対して支援を行う。

補助要件

- 20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること
 - 浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること
 - 耐震性を有すること（建築基準法適合）※1
 - ※1 津波に関する避難場所の新築については、耐震等級2以上
 - 通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること
 - 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫について、次のいずれかに該当するものであること
 - ・基礎事業※2として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・事業の整備前に基礎事業※2として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により適切に維持管理されると認められるもの
- ※2 自家用分（通常在館者分）に係る施設・設備の整備費

事業着手期限

令和8年3月31日までに着手された事業

対象建築物

地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等



補助対象事業費

避難者を受け入れるために付加的に必要な、下記の整備に要する費用（掛かり増し費用）

○受入スペース



○防災備蓄倉庫



○受入関連施設（非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）等）



耐震性貯水槽



非常用発電機



マンホールトイレ



止水板

補助率

①民間事業者が整備主体の場合
（国：2/3、地方：1/3）

②地方公共団体が整備主体の場合
（国：1/2）

掛かり増し
費用

国
(2/3) 地方
(1/3)

既存支援制度
を活用

自家用分に係
る施設・設備の
整備費

・負担割合は各支
援制度による。

掛かり増し
費用

国
(1/2) 地方
(1/2)

既存支援制度
を活用

自家用分に係
る施設・設備の
整備費

・負担割合は各支
援制度による。

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

対象区域

- ・ **災害危険区域** (建築基準法) ※水害に係るもの
- ・ **地区計画の区域** (都市計画法) ※水害に係る建築制限が定められたもの
- ・ **浸水被害防止区域** (特定都市河川浸水被害対策法)

交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業 (②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む)

- ① 災害危険区域等の指定に関する**計画策定**
- ② 対象区域に存する**住宅・建築物の基準適合調査**
- ③ 既存不適格等の住宅・建築物の**ピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備**

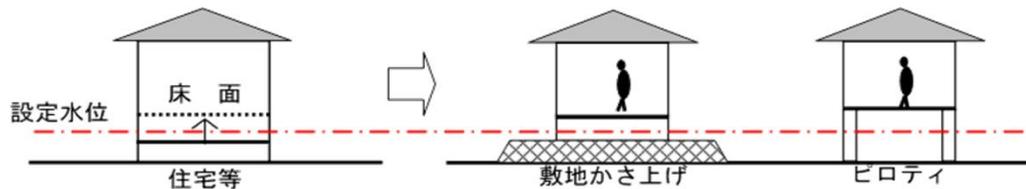
※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある

- ・ 建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域) 外に存すること
- ・ 建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること 等

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して**既存不適格等である住宅・建築物**

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること
 ※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1/2	計画策定費の1/3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2/3 (45,000円/棟を上限)	
	地公体	調査費用の1/2 (45,000円/棟を上限)	調査費用の1/3 (45,000円/棟を上限)
防災改修等※4	民間事業者	重点支援以外の住宅の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%
	地公体	重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限)	地域防災計画において防災拠点(避難場所等)に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2/3
	地公体	—	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の1/3

※1: 280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
 ※2: 次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅
 イ 令和3年度以降に新たに指定された区域
 ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る)を定めている地方公共団体の既存区域
 ※3: 居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
 ※4: 建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

その他

R7年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

建築物火災安全改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全改修、実施に向けた環境整備及びモデル的な取組に対する支援を行う。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

事業概要

○対象建築物

以下のいずれかの条件に該当する3階以上の建築物

- ・直通階段が一つである
- ・直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない

○事業主体・内容・補助率

事業内容	事業主体・補助率	
	民間事業者等 (間接)	地方公共団体 (直接)
①火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 ・火災安全改修のための計画の策定 ・火災安全改修に係る普及啓発、専門家派遣等	国1/3 地方1/3	国1/2
②火災安全改修に関する事業 ・調査設計計画 ・火災安全改修（※1）	国1/3 地方1/3	国1/3
③火災安全改修に関するモデル事業（R5～R7） ・モデル的な取組（※2）	国10/10	国10/10

※1：改修の結果、直通階段又は当該改修を行った各階が火災に対して避難上安全な構造となること、所有者は、各テナントに対し火災安全改修ガイドラインを周知すること等の要件を満たす必要。

※2：技術的な工夫又は事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修に関するモデル的な取組であること、事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること等の要件を満たす必要。

火災安全改修の概要

2方向避難の確保等

直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置

(又は)

直通階段と一定離隔した室等の退避区画化



避難経路・上階の防火・防煙対策

直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化

